

別表第5（第3条関係）

第2条第1項第8号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる条例に規定する施設の減免基準

区分	使用の種類	減免割合
1	越前市若しくは越前市教育委員会又は越前市若しくは越前市教育委員会が構成団体となっている実行委員会等が主催事業若しくは共催事業又は委託事業で使用するとき。	100%
2	越前市内の小中学校若しくは幼稚園又は保育園若しくは認定こども園（いずれも私立によるものを含む。）が教育活動の目的で使用するとき。	100%
3	越前市内のスポーツ少年団等が児童生徒を対象としたスポーツ活動で使用するとき。	100%
4	(1) 越前市内のスポーツ協会（これに所属する団体を含む。）、総合型地域スポーツクラブ、自治振興会その他公益的団体が主催する大会又はこれらが行う練習若しくは行事に使用するとき。 (2) 越前市内の特別支援学校又は高等学校が授業又は部活動で使用するとき。	80%
5	(1) 越前市内のスポーツ団体、スポーツクラブ等が使用するとき（前3項の規定に該当する場合を除く。）。 (2) 国、県若しくは他市町又はこれらを単位とする体育団体が主催する大会行事で使用するとき。 (3) 越前市内の大学又は専門学校が授業で使用するとき。	50%
6	前各項に規定する以外で団体が使用するとき。	0%
7	個人が使用するとき。	0%

備考

- 1 体育館（公民館スポーツルーム及び越前市服間改善センター多目的ホールを含む。）の半面を部分使用するときは、使用料を1/2とし、減免割合を適用する。

2 減額される額は、使用料に減免割合を乗じて得た額とし、10円未満の端数は切上げとする。